条の３第２項、第３項又12項（特別償却準備金）成25年旧措置法第47条の３項第３号）	00477	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

と、「第47条の２第１項、平成26年旧措置法第47条の２第1項」とあるのは「第47条の２第１項」と、「第47条の２第３項第４号、平成26年旧措置法第47条の２第３項第３号」とあるのは「第47条の２第３項第３号」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定再開発建築物等の割増償却の項中

第68条の41第２項、第３は第12項（特別償却準備（平成25年旧措置法第6835第３項（平成25年旧措第47条の２第３項第３	
第68条の35第１項（償却（同条第３項第３	
第68条の41第１項又は第（特別償却準備金）（第6835第３項第３号）	
第68条の41第２項、第３は第12項（特別償却準備（第68条の35第３項第３	

項又金）条の置法号））	10460	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
費）号）	10522	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
11項条の	10523	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
項又金）号）	10524	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

とあるのは

第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成25年旧措置法第68条の35第３項（平成25年旧措置法第47条の２第３項第３号））

10460	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

と、「第68条の35第１項、平成26年旧措置法第68条の35第１項」とあるのは「第68条の35第１項」と、「第47条の２第３項第４号、平成26年旧措置法第47条の２第３項第３号」とあるのは「第47条の２第３項第３号」と、「第68条の35第３項、平成26年旧措置法第68条の35第３項」とあるのは「第68条の35第３項」とする。

４　施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）の施行の日の前日までの間における新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中

平成26年第１項若成26年旧平成26年第１項の	
第65条の９項又はの７第１	

旧措置法第65条の７しくは第９項又は平措置法第65条の９（旧措置法第65条の７表の第５号）	00362	平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第５号）	00362
７第１項若しくは第第65条の９（第65条項の表の第５号）	00552		

とあるのは

平成26第１項成26年平成26第１項	
第65条２項又の７第	

と、

年旧措置法第65条の８若しくは第２項又は平旧措置法第65条の９（年旧措置法第65条の７の表の第５号）	00368	平成26年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第５号）	00368
の８第１項若しくは第は第65条の９（第65条１項の表の第５号）	00556		

とあるのは

と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中

平成26年旧第１項若し成26年旧措平成26年旧第１項の表	
第68条の78９項又は第の78第１項	

措置法第68条の78くは第９項又は平置法第68条の80（措置法第68条の78の第５号）	10355	平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第１項の表の第５号）	10355
第１項若しくは第68条の80（第68条の表の第５号）	10535		

とあるのは

平成26第１項成26年平成26第１項	
第68条３項又の78第	

と、